

OBサミット 第2回会議

(the InterAction Council of Former Heads of Government)

最 終 声 明

(仮 訳)

1. OBサミットは、1984年5月24～26日ユーゴスラヴィアのブリオニ島で第2回会議を開催した。OBサミットは前国連事務総長クルト・ワルトハイム博士を議長とし、それぞれの国で政府の長として最高の職にあつた26名の高い敬意を払うべきメンバーより成る。これらのメンバーは、それぞれの個人的資格において、世界の平和と発展に影響を与える優先度の高い問題につき行動を推進するためその経験を持ち寄ることに合意した。ブリオニ会議における参加者は次のとおりである。

クルト・ワルトハイム

国連事務総長 1971～1981、議長

福 田 赳 夫

日本国首相 1976～1978、名誉議長

アーマドゥ・アヒジョ

カメルーン連合共和国大統領 1960～1982

キルティ・ニッディ・ビスタ

ネパール王国首相 1969～1970、1971～1973
及び1977～1979

クリアンサック・チャマナン

タイ王国首相 1977～1980

マシアス・マインザ・チョナ

ザンビア共和国首相 1973～1975及び1977～1978

イエニュー・フォック

ハンガリー人民共和国閣僚評議会議長 1967～1975

マルコム・フレーザー

オーストラリア首相 1975～1983

アルトゥロ・フロンディッシ

アルゼンティン 共和国大統領 1958～1962

クルト・フルグラール

スイス連邦大統領 1977及び1981

マネア・マネスク

ルーマニア社会主義共和国閣僚会議議長 1974～1979

オルセゲン・オバサンジョ

ナイジェリア連邦共和国国家元首 1976～1979

アハメッド・オスマン

モロッコ王国首相 1972～1979

ミサエル・パストラーナ・ボレロ

コロンビア共和国大統領 1970～1974

マリア・デ・ルルデス・ピンタシルゴ

ポルトガル共和国首相 1979～1980

ミティヤ・リビチッチ

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国連邦執行評議会議長

1969～1971

ヘルムート・シュミット

ドイツ連邦共和国首相 1974～1982

オラ・ウルステン

スウェーデン王国首相 1978～1979

ブラッドフォード・モース

OBサミット事務局長

2. 今次会議に出席できなかつたOBサミットの幾人かのメンバーは、ブリオニ島での参加者にメッセージを送つた。これらのメッセージは、ジューリオ・アンドレオッティ元イタリア首相、ジャック・シャバンデルマス元フランス首相、サリム・ホス元レバノン首相、ヘディ・ヌイラー元チュニジア首相及びカルロス・アンドレス・ペレス前ヴェネズエラ大統領から受けた。
3. OBサミットの政策審議会の2人のメンバー、インドのサダール・スワラン・シン及びセネガルのマムドゥ・トーレが会合に参加した。更に会議には、特別被招待者として、アーサー・ドゥンケル・ガット事務局長、カルロス・アンドレス・ペレス前大統領に代りディエゴ・アリア、ハロルド・マルムグレン及びレオポール・セダール・サンゴール元大統領に代りアンリ・アルファンが出席した。
4. ヴェセリン・ジュラノヴィッチ・ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国連邦幹部会議長がOBサミットの開会式に臨席され、重要な演説をされた。今次会議出席者は、ライフ・ディズダレヴィッチ・ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国外務大臣にも接見を受けた。
5. 今次会議において、OBサミットは、世界平和は、政治・軍事面及び経済面の2つの面で脅やかされているとの1983年11月のウィーンにおける第1回会議で表明した懸念を繰り返した。OBサミットは次の3つの中心的問題に高い優先度を引続き与えることを再確認した。
 - (a) 平和及び軍縮の推進
 - (b) 特に金利の引下げ及び対外債務問題への対処による世界経済の再活性化
 - (c) 開発協力の強化
6. ヘルムート・シュミット前ドイツ連邦共和国首相は、OBサミットのウ

ィーン最終声明の枠組の中で、OBサミットが推進しうる通貨、金融及び債務と言う重要分野における現実的行動の可能性を探求するため、1984年5月5日及び6日スイスのウルフスベルグで同前首相を座長として会合した金融専門家のグループの報告を、OBサミットに提出した。

7. 更に、OBサミットは、平和、安全保障及び軍縮の問題に関する主要大国の高級代表と行った協議に関する議長の報告とともに、貿易及び保護主義に関する、また開発途上国及び特に最貧国に対する援助を強化するための新たな方法に関する具体的行動提案の提出を受けた。
8. 会議の終りにOBサミットは次のことを採択した。

最 終 声 明

9. OBサミットは、世界の平和及び発展に影響する多くの世界の問題を深刻に懸念している。1983年11月のウィーンにおける第1回会議で既に表明されたこの懸念は、過去6カ月の出来事及び傾向によつて一層深まっている。
10. 二超大国の間の意味のある接触の実質的欠除により、国際的水準で真空状態が生じており、それが想像を絶する破壊を伴う核対決の危険を増大させている。開発途上国における軍備競争及び紛争の拡大は、開発に緊急に必要な大量の資源を枯渇させている。真空状態は、また、開発途上国と先進国の関係において進展し、繁栄と開発の見通しを危くしている。
11. 今や、高金利を生じている先進国の多額の財政赤字により悪化した開発途上国の高い債務負担に特に鑑みれば、世界的な通貨及び金融制度の安定は疑わしくなっている。同時に、貿易制度は保護主義に益々悩まされている。OBサミットの見解によれば、このような状況は持続できない

ものである。断固とした、かつ創造力に富んだ指導力が全ての国の政府、国際的グループ及び機関、民間部門及び個人に求められる。すべての者が、全く実行可能な、かつ、すべての者の重大な利益に叶った建設的な解決を達成するために、何らかの犠牲を払わなければならないことを認識すべきである。

12. 最貧国に与えられる援助を増加するための、国際的団結及び人類共通の利益に基づいた特別な努力が必要である。本来開発の遅れているこれらの国は、国際経済制度の混乱から深刻な影響を受けており、今や天災にも直面している。

13. OBサミットは、国連機関が人類の直面している主要問題、即ち平和、軍縮及び世界発展の問題の検討及び解決において本質的に重要な役割を果たすべきであるとの確信を再確認した。

14. 現在の平和と発展の問題は、危機が発生するときに、これに対応して一時的措置を執るのみでは解決しえない。世界の持続的繁栄を取り戻すには、南北、市場経済及び社会主義経済、石油輸出国及び石油輸入国、債務国及び債権国、最貧国及びその他の開発途上国、政府、国際機関及び民間部門、特に銀行、これらすべての責任あるかつ協調的行動が必要である。

15. 多くの重要な原則が尊重されねばならない。

— 経済政策は、単に短期的関係のみならず長期的結果によつても導かれねばならない。

— 国際的な経済、金融及び通貨協力の機関を強化・存続させ、世界経済及び開発に関する現在及び将来の必要に適應させるべきである。

— 世界が直面している経済困難の大きな原因である現在の世界的レベルでの軍事支出における経済的浪費は、減少させねばならない。

—人材の開発—開発途上国の技能及び管理能力の改善—は、経済・社会進歩の前提条件であり、加速化すべきである。

—天然資源の枯渇と生態系の悪化によつて生ずる不吉な長期的経済的意味に対し、真剣な注意が払われるべきである。そして、

—経済活動の究極的目的は、個人に裨益するように、福祉を向上し、人権と文化的価値を尊重することである。

II

債務危機及び債務管理

16. 債務問題は、全ての関係者の行為が相俟つて生じたものである。従つて、それは問題の解決を求める者すべての共同の責任である。世界は、両大戦間の数年の間における賠償及び連合国間の戦争債務に関連する非現実的資源移転に対する要求から生じた惨禍を、繰り返してはならない。中央銀行間の協力及び国際決済銀行(BIS)及び国際通貨基金(IMF)の巧みな対応が、これまでのところ債務危機を抑えるのに成功してきた。開発途上国の経済状況及び先進国における多くの商業銀行の経済状況の重大さに鑑み、開発及び債務問題に対応するよりは、これを処理する实际的行動提案が特に強調される必要があることは明らかである。今や債務国・債権国問題に対する包括的解決が緊急に必要である。この声明は、そのような解決を図るに際し適用すべき幾つかの原則を示している。この作業は、もし大きな国際的危機を回避するとすれば極めて重要である。

17. 債務国は、世銀との開発計画を遂行するに当り、国際通貨基金と適時に合意した現実的な調整計画を遂行すべきである。そのような計画は国際収支の持続的改善を、経済成長及び開発の再開に結び付ける必要がある。現在、国際通貨基金の不評ながら本質的な役割は、国際収支問題及

び債務返済問題に直面している諸国と調整計画を交渉することである。貸付条件は必要であり、それがなければ新規信用供与はないであろう。この貸付条件は、債務国及び債権国双方の利害及び関係国の社会的及び政治的状況を考慮せねばならない。将来適用される条件は、その国の経済的、社会的及び政治的組織、国民の生活条件、あるいは重要な開発資金の入手可能性に余りに深刻な影響を与え、成長の再開及び継続的な経済的及び社会的進歩の可能性を疑わしくしてはならない。

18. 近年多くの国で実質的規模に達し、債務問題に大きく寄与した逃避資本が戻って来るよう、各国はよい条件をつくり出すべきである。同様に各国は、より多くの直接民間投資を引き付けるようにすべきである。このことは、とりわけ、現実的為替相場政策、国内物価設定の人為性の回避、外国投資に対する実際的規制の撤回を伴うものであるが、それらは投資者及び受入れ国双方の関心と利害を反映しなければならない。
19. 債務国の直面している経済状況に鑑み、効果的な調整計画には耐乏の要素が避けられないが、それは中期計画の調整の成功に不可欠な水準を越えて求められるべきではない。調整計画は、各国が世界経済の変化する状況に適應できるよう、生産構造の変革、安定及び資本形成の増加を助長すべきである。
20. 他方、金利及び為替相場の変動の結果、債務国が今後数年間にドルで支払わなければならない債務返済の最高額を予想することができないということは、政治的に耐え難いことである。この不確実性は、国家計画及び開発に対し壊滅的な効果を有している。そのような変動する相場に対してある程度の保護を与えるため、予想可能性を高める措置が必要である。
21. 債務国が国際通貨基金の計画を遵守するとの誠実な約束を行っている

場合に、新規資金及び利子救済を与え、各国が行うべき債務返済に限度を設ける制度を考案するよう、商業銀行は貢献すべきである。債権国の関心を考慮しつつ、各債務国の状況に合うように措置が終了されるべきである。年間債務返済が過大となる場合には、これを抑制するため、そのような措置は次のものを含むことができる。

- 債務国の年間債務返済額を最大限合意しうる額に限定すること。
- 短期債務を中期固定金利債に組みかえること。
- 現在の最短期でのリスケジュールの慣行に代り、多年に亘るリスケジュールにすること。
- 超過利子分を元本返済に組み入れること、そして
- 必要な場合には、ケース・バイ・ケースで開発途上国のための追加的特別措置をとること。

22. 最貧国は、石油価格の劇的な増加とともに、その一次産品価格が低下した結果、その交易条件の変化に対応するということもあり、他のグループの諸国に比し過度に厳しい調整措置を執らねばならなくなっている。これら諸国の世界的な債務の規模は大きなものではない。従って、支払義務は果されるべきであるとの基本的原則を維持しつつ、これら諸国の債務返済条件を長期的な返済能力に合わせるための特別な措置が執られるべきである。

23. 債権国政府は第21項に示された制度の制定を支持し、その原則を適用すべきである。それらの政府は、また、パリ・クラブの如き各種の制度を通じて、それに見合った新たな資金源及び利子救済を与えるべきである。それらの政府は、そのマクロ経済政策を策定するときに、世界の金利を引下げ、また貿易を拡大することにおける、特に債務国が有する重要な利益を考慮すべきである。もしOPEC及び他の諸国の政府及び中央銀行が

その預金の大部分を中期債権に組み入れるならば、安定及び信頼が大いに高められるであろう。

24. 国際金融機関はその任務に見合った程度の資金を与えられねばならない。銀行法は、特に主要債権国の間の留保要件につき、調和したものであるべきである。債権国政府は商業銀行が損失を受ければ財政収入が減少することも予見せねばならない。

25. 実際上一般貸付取決めを構成する前記ラインに沿った首尾一貫した一連の措置に関し、国際理解の形成を図ることは重要である。

III

開 発

26. 開発途上国の開発を促進する政策は、個々の国の経済状況及び目的を考慮し、開発のための集中的な国際協力のために適当な条件を目指すべきである。安易な一般的解決はなく、進歩は一步一步行うことができるのみである。

27. 債務危機は、中所得国における開発にとって最近の後退の主要な原因である一方、交易条件の悪化も特に多くの低所得国にとって重大である。天災及び気候条件の大変動は、多くの開発途上国の絶望的な状況を一層悪化させている。多くの地域における引続く過度の人口増加は、1人当たり国民所得が多くの地域で低下していることを意味する。開発の再開は、すべての関係者、即ち、それ自身の努力が最も開発に寄与する開発途上国、西欧先進国及び中央計画経済からの貢献を再び要求するであろう。

28. 東西双方の先進国は貿易及び援助を増加し、近代化及び調整にとり、そして貿易及び債務の返済にとって不可欠である技術の移転を奨励する比類ない責任を有する。多数国間機関による開発への貢献の規模を縮小

した最近の措置は誤っており、まさに先進国の利益に反するものである。国際開発協会(IDA)の増資は、早急にかつ世銀が提案した水準で完了されるべきである。このことは、全ての国がその以前に合意した割合を拠出する用意があるか否かに拘らず、行われるべきである。

29. 世銀グループの経営者の活動を強化して拡大するためのイニシアティブは、強く支持されるべきである。特に世銀の資本は大幅に増額されるべきである。国連開発計画(UNDP)は、多数国間技術援助の中心的機関として、効果的かつ持続的な経済発展の基礎である人間の技能を高めることで開発途上国を援助する最大の役割を有していることに鑑み、大幅に支援の増加を得なければならない。

30. 開発途上国は、発展の全てのレベルでその開発のための主要な責任を有している。多くの東アジア諸国の経験は、各国の目的、価値及び条件に合致した人材開発、人口計画、国際貿易によつて得られる可能性の活用を強調し、技術移転の最も効率的な方法である直接民間投資を助長する政策が有益な効果を有することを示した。更に、開発途上国は、地域協力及びそれら諸国の間での経済・技術協力を通じて、より組織的な方法でお互いに助け合うことによつて、実質的な配分を引続き得ている。

31. 最貧国の特別な問題は、より広範な国際社会からの援助の強化を通じて緊急かつ持続的な注意が払われる必要がある。これらの諸国の所得を増加し、その国内的能力を強化するため、貿易及び技術協力の分野での措置とともに、これら諸国に対する譲歩的な援助を急速に増加する緊急の必要がある。

32. これら諸国の恵まれない人々のための資源の劇的な増加を推進するため、OBサミットは、民間部門の諸機関、特に会社及び銀行とともに、世界中の世論を動員できるよう、広告産業及びメディアの支持を得て大き

な広報活動を行う考えである。

IV

貿易及び保護主義

33. 債務危機の解決及び世界の持続的経済成長は、政府の貿易政策に直接依存している。既に全貿易の半分以上に達している、世界貿易の大きな、かつ増大している部分は保護的措置によつて制限され、補助金によつて歪曲されている。保護主義への傾向及び各国の間の貿易関係の悪化は阻止し、逆転されねばならない。
34. このため、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の有効性を回復し、ガットに具現された相互の権利・義務と言う多数国間の規律の下に政府を戻すために、断固たる努力がなされなければならない。
35. その第1歩として、ガットの作業計画を遂行する、既に合意済みの義務を実施するための努力が強化されるべきである。世界市場を自由化し、経済ナショナリズム及び保護主義の波及を阻止する目的で通商交渉の新ラウンドが開始されるべきである。そのような新ラウンドは、貿易関係の管理に対する多数国間のアプローチへの信頼を回復するのに貢献することができよう。しかし、その結果が効果を生ずるまでは、より緊急な他の行動も必要である。
36. 追加的措置として、主要貿易国は、公式及び非公式双方の輸入制限行為全てを、多数国の精査のためのガットの枠組に入れることを約束すべきである。それらの国は、現在国際規律及び法の支配が侵食されるのを阻止し、現在の制限を巻き返す相互に合意された過程への途を開いて、ガットの規則外での新たなセーフガード及び制限的行動を慎しむべきである。
37. 先進国は、特に開発途上国からの輸出に対し、関税及び非関税の貿易

制限を減らし、それを非差別的に行うべきである。加えて、それらの国は、農業、繊維及び鉄鋼のような一定部門における過剰生産を削減し、パートナー貿易に従事することを差し控えるべきである。単品又は若干の産品の輸出に依存しているこれらの諸国に定期的に生ずる輸出所得の中断に対処するため、拡大した輸出所得補償制度(STABEX)型の取決めのような国際的制度が開発されるべきである。

38. もし幾つかの政府からそのような自由化に対し強い抵抗がある場合には、そうする意思のあるこれらの国の間における自由化コードに関する合意に基づき、一層協力的かつ自由な貿易関係のアウトラインを採求する努力が行われるであろう。そのようなコードは、加盟国は他の加盟国に対する保護を増やさないであろうと言う約束、それらの国は非合法的な形での保護を排除するであろうと言う約束、及び全ての現在の規制を自由化することを求めるであろうと言う約束を含むであろう。そのようなコードは、やがて他の諸国の加盟のため開放されるであろう。
39. 保護主義の抑制的效果を徐々に削減し、貿易拡大の途を開くため、地域的或いはより広い基礎を有する自由貿易取決めの交渉に対しても考慮が払われうるであろう。

V

政策及び制度の調整

40. 最近の米国経済の回復が特に先進国に与える有益な効果は、特に米国への他の諸国からの輸出の増加、及びその結果としての輸出主導の成長と言った点で十分認識される。しかし、そのような回復は大きく不利な点を有しており、いずれにせよ長期的に持続できない。極端に高い実質金利は、債務問題を拡大し、生産投資、更には世界の雇用を抑制する。それは世界最大の国家経済に対する大きな純資本流入をもたらし、それ

は現在のような規模で長期間にわたり耐えうるものではない。

41. ドルに対する信認の喪失は、連邦準備理事会が更に金利を引上げるよう義務付け、再び深刻な不況となる危険を犯すような切下げを早めるであろう。従つて、米国の財政赤字を大幅に削減する迅速な行動が世界経済の持続的再活性化のため緊要である。
42. サミット会合を含め、主要先進国の経済政策を効果的に調整するための現行制度は、最近効果がないことが判つた。明らかに、経済政策のより信頼しうるかつ対応しやすい政府間調整を行う緊急の必要がある。この目標を達成するのを助けるため、OBサミットは、現在の政府指導者に対し、そのような組織的調整の利点及び緊急性を伝え、特に全主要国による責任ある財政政策の迅速な採用につき伝えるであろう。
43. 国際協力は、制度的硬直性によつても挫かれている。例えば、世界の貿易問題と金融問題の間の緊密な相互作用がある一方、現在の危機全体に包括的方法で対処する真剣な努力がほとんど行われていない。
44. 首府における経済的権限と責任の基本的分離は、多国間経済機関の間の相違に反映されている。国際通貨基金は、ほとんど全く短期の金融及びマクロ経済困難に焦点を当てている。多国間の開発銀行は、農業、工業あるいは社会的及び経済的インフラストラクチャーのための新たな計画の支援に第1次的に関心がある。ガットは、その精力を部門別貿易紛争に、また資本の流れ及び為替相場に関係なく商品の動きを自由化するための世界的規模での努力を定期的に更新することに集中している。
45. 主要な多国間経済機関の間での、また世銀の開発委員会の中での協力を改善することが不可欠である。ガットと国連貿易開発会議(UNCTAD)との協力も強化されるべきである。OBサミットは、そのような協力に対する支持を推進する積りである。

VI

国際通貨改革

46. 現在の通貨制度は、実際変動しやすい関係を含んでおり、一般に満足すべきものではない。多くの場で改革の討議が進んでいるが、誰もこれらの全ての討議の勢いについて、現在のところ見通しを持っていない。未だに、主要経済大国の間で新たな合意が表われて来る兆候はない。OBサミットは、通貨改革に関する合意のため引き続き努力するであろう。
47. OBサミットは、これらの問題を更に検討して行くが、この段階で通貨改革の分野で次の特定の問題を強調する。
- 為替相場を凍結することなく、ドル、欧州通貨単位(ECU)と円の間により大きな安定の必要。しかし、これは関係国の不満足な国内業績と言う犠牲を払って達成してはならない。
 - 一定限度の特別引出し権(SDR)を数年間にわたり毎年割当てて必要
 - 中期調整計画の資金手当を可能とするよう政府から借入れを増やす取決めによつて達成されるかもしれない国際通貨基金の将来の資金増加の必要
48. 最後にOBサミットは、通貨、金融及び債務問題に関する国際会議を開催することを多くの関係者が重視していることを、十分認識している。OBサミットは、前述のとおり、現在の危機に対応する緊急の措置、及び長期間にわたり持続しうる健全な基礎に立つた世界の通貨・金融制度を再構築する根本的措置の双方の必要を認める。勿論、短期的及び長期的措置が相互に補強し合わなければならない。
49. OBサミットは、建設的な変化の可能性並びに中間的及び長期的措置に関する国際合意の可能性が明らかにされるよう、全ての問題の継続的検討が明確に必要であることを強調する。OBサミットは、このことを第3

回会議において十分検討する積りである。長期的には、国際収支の状況との関連で、その通貨・金融政策を方向付けるに際し、為替相場の一層の安定及び政府のより厳しい規律が明らかに不可欠である。

VII

平和、安全保障及び軍縮

50. 米国とソ連の最高レベルでの接触が完全に途絶えてしまったことは、二超大国間の関係の危険な悪化をもたらし、世界の不安定を増し、地域紛争において建設的な役割を果しうる両国の能力を減退させている。
51. OBサミットは、可能な限り早い時期に個人的対話を再開するよう両国の指導者に勧告し、この目標達成のため関心を抱く他の諸国の指導者がその影響力を行使することを望む。二超大国の指導者が、相互に知り合う以外の結果が達成されないとしても、この種の首脳会談は重要な目的を果すであろう。政治的イデオロギーを越えて、あらゆる政府間のコミュニケーションは維持されるべきである。また緊張緩和の提案は、交渉相手国に伝達される前に公表されると、否定的な反応をもたらすことが多いので、公表されてはならない、とOBサミットは信ずる。
52. 多くの開発途上国が、開発を進めるという重要な国務を紛争のために遂行できなくなっている。従って東西対決が開発途上世界に波及することを回避するため、あらゆる努力がなされねばならない。中央アメリカにおけるコンタドーラ・グループ、及び東南アジアにおけるアセアンが行っているような地域レベルの平和への努力は奨励され、強化されるべきである。平和と開発を促進するのみならず、関係国における民主的構造をも強化するこのような努力に対して、OBサミットは強固な支援を表明する。